

○ 農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知） 新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行																						
<p>農村地域防災減災事業実施要領</p> <p>平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号 <u>最終改正 令和 2 年 1 月 30 日付け 元農振第 2741 号</u></p> <p>第 1～第 13 （略）</p> <p>要領別表 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業区分</th> <th style="width: 15%;">事業種類</th> <th style="width: 70%;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. （略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 災害管理施設等整備</td> <td>（1）・（2） （略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（3）農業水利施設危機管理対策事業</td> <td> <u>（ア）</u> 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定に基づく対策として、非常時においても施設機能を維持するために必要な対策を実施 <u>（イ）農業水利施設における安全対策を実施</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式第 1 号（第 7 関係） （略） 1～5 （略） 6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。 （1）～（3） （略） （4） （略） 調査計画事業～ため池群管理体制整備事業 （略） 農業水利施設危機管理対策事業 ・整備方針（緊急対策<u>及び安全対策</u>を実施するための整備方針）</p>	事業区分	事業種類	事業内容	1. （略）	（略）	（略）	2. 災害管理施設等整備	（1）・（2） （略）	（略）	（3）農業水利施設危機管理対策事業	<u>（ア）</u> 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定に基づく対策として、非常時においても施設機能を維持するために必要な対策を実施 <u>（イ）農業水利施設における安全対策を実施</u>	<p>農村地域防災減災事業実施要領</p> <p>平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号 <u>最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 4015 号</u></p> <p>第 1～第 13 （略）</p> <p>要領別表 1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業区分</th> <th style="width: 15%;">事業種類</th> <th style="width: 70%;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. （略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 災害管理施設等整備</td> <td>（1）・（2） （略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（3）農業水利施設危機管理対策事業</td> <td> 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定に基づく対策として、非常時においても施設機能を維持するために必要な対策を実施 【新設】 </td> </tr> </tbody> </table> <p>別記様式第 1 号（第 7 関係） （略） 1～5 （略） 6. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。 （1）～（3） （略） （4） （略） 調査計画事業～ため池群管理体制整備事業 （略） 農業水利施設危機管理対策事業 ・整備方針（緊急対策を実施するための整備方針）</p>	事業区分	事業種類	事業内容	1. （略）	（略）	（略）	2. 災害管理施設等整備	（1）・（2） （略）	（略）	（3）農業水利施設危機管理対策事業	防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定に基づく対策として、非常時においても施設機能を維持するために必要な対策を実施 【新設】
事業区分	事業種類	事業内容																					
1. （略）	（略）	（略）																					
2. 災害管理施設等整備	（1）・（2） （略）	（略）																					
	（3）農業水利施設危機管理対策事業	<u>（ア）</u> 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定に基づく対策として、非常時においても施設機能を維持するために必要な対策を実施 <u>（イ）農業水利施設における安全対策を実施</u>																					
事業区分	事業種類	事業内容																					
1. （略）	（略）	（略）																					
2. 災害管理施設等整備	（1）・（2） （略）	（略）																					
	（3）農業水利施設危機管理対策事業	防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定に基づく対策として、非常時においても施設機能を維持するために必要な対策を実施 【新設】																					

- ・整備する土地改良施設数
(5)～(7) (略)

別記様式第2号(第7関係)
(略)

1～3 (略)

4. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。但し、別記様式第1号に記載されているものについては、この限りではない。

(1)～(3) (略)

(4) 「施設整備計画」は、整備事業(調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業、農業水利施設危機管理対策事業)ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。

調査計画事業～ため池群管理体制整備事業 (略)

農業水利施設危機管理対策事業

・整備方針(安全対策を実施するための整備方針)

・整備する土地改良施設数

別記様式第3号(第7関係)～別記様式第8-2号(第10関係) (略)

要領別紙1～要領別紙15 (略)

- ・整備する土地改良施設数
(5)～(7) (略)

別記様式第2号(第7関係)
(略)

1～3 (略)

4. 「今後の防災・減災対策の推進方針」は、以下の内容を記載すること。但し、別記様式第1号に記載されているものについては、この限りではない。

(1)～(3) (略)

(4) 「施設整備計画」は、整備事業(調査計画事業、防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業、地域防災機能増進事業、農業用河川工作物等応急対策事業、特定農業用管水路等特別対策事業、水質保全対策事業、公害防除特別土地改良事業、地すべり対策事業、農業用施設等災害管理対策事業、農村防災施設整備事業、ため池緊急防災環境整備事業、ため池群管理体制整備事業)ごとに以下の内容を記載すること。このほか、計画する全ての地区について、整備事業名、地区名、施設概要、受益面積、概算工事費、予定工期を記載した表を添付すること。

調査計画事業～ため池群管理体制整備事業 (略)
(新設)

別記様式第3号(第7関係)～別記様式第8-2号(第10関係) (略)

要領別紙1～要領別紙15 (略)

要領別紙 16 (農業水利施設危機管理対策事業に係る運用)

第1 (略)

第2 事業内容

1・2 (略)

3 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備

第3 事業実施主体

1 第2の1及び2の事業にあつては、都道府県

2 第2の3の事業にあつては、都道府県又は団体

第4 実施要件

第2の1及び2の事業にあつては、都道府県知事が別紙 16 別記様式第1号の農業水利施設の緊急対策実施方針に定めた施設であること。

第2の3の事業にあつては、都道府県知事等が別紙 16 別記様式第2号の農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり、以下の要件を全て満たすものであること。また、1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。

(1) 国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。

(2) 過去において、事故が発生した箇所又は都道府県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設であること。

(3) 構造上の問題(深さや傾斜、直壁等)、あるいは水深等からみて、転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設であること。

(4) 通学路、公園、病院、学校等に近接する農業水利施設であること。

(5) 過去に湛水若しくは溢水が発生又は水防法(昭和24年法律第193号)第14条に定める洪水浸水想定区域等に位置する農業水利施設であること。

(6) 避難箇所、避難経路に近接する農業水利施設であること。

第5 事業の実施

第2の1及び2の事業の実施に当たっては、別記様式第1号、第3号及び別紙 16 別記様式第1号を提出するものとする。

第2の3の事業の実施に当たっては、別記様式第1号又は第2号、第3号及び別紙 16 別記様式第2号を提出するものとする。

要領別紙 16 (農業水利施設危機管理対策事業に係る運用)

第1 (略)

第2 事業内容

1・2 (略)

(新設)

第3 事業実施主体

都道府県

第4 実施要件

都道府県知事が要領別紙 16 別記様式第1号の農業水利施設の緊急対策実施方針に定めた施設であること。

第5 事業の実施

実施に当たっては、要領別紙第1号、第3号及び要領別紙 16 別記様式第1号を提出するものとする。

要領別紙1別記様式第1号～要領別紙16別記様式第1号 (略)

要領別紙16別記様式第2号

番 号
年 月 日

(都道府県知事経由)

地方農政局長 殿

北海道にあつては農林水産省農村振興局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
市町村長
土地改良区理事長

農業水利施設の安全対策実施方針 (変更注1)

農村地域防災減災事業実施要領 (平成25年2月26日付24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知) 別紙16の第5に基づき、農業水利施設の安全対策実施方針を策定 (変更注1) したので提出します。

対象施設及び対策内容

<u>施設名</u>	<u>対策内容</u>

注1 実施方針を変更する場合は表題に (変更) を追記するとともに、文中の策定を変更に修正するものとする。

注2 別途、実施要件を満たすことが確認できる資料を、添付するものとする。

要領別紙1別記様式第1号～要領別紙16別記様式第1号 (略)

(新設)

附 則

この通知は、令和2年1月30日から施行する。